

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第23条第4項
処分の概要	合格証明書の交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	警備業法 第23条第5項 第22条第4項、第7項 第3条第1号～第7号(合格証明書の交付の要件) 警備員等の検定等に関する規則 第14条(合格証明書の交付の申請)
審査基準	警備業法第23条第1項の検定に合格したものであり、かつ、同法第22条第4項各号のいずれにも該当しないものであるときは、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。
標準処理期間	30日
申請先	申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課 申請者が警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3038～9
備考	